競争ルールの検証に関するWG(第38回)に関する追加質問事項

5 MVNO に係る事業法第27条の3の0.7%の基準見直しについて、競争上の観点からどのように考えるか。

仮に現行の0.7%が適当と考える場合、そのように考えられる根拠は何か。

(佐藤構成員)

(楽天モバイル回答)

事業法第27条の3の規定は、モバイル市場における事業者間の競争環境への影響を考慮し、全てのMNO及び移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超えるMVNOに適用されています。MVNOに係る基準が0.7%とされたのは、事業法第27条の3の規律の導入を検討していた当時、利用者の数が100万(市場シェア0.7%)を超える事業者は競争に少なからぬ影響力を持つと考察された1ことによるものと認識しております。

「クープマン目標値」(アメリカの数学者 B.O.クープマンが「ランチェスター戦略モデル式」を参考に導出した、市場シェアに関する目標値 2)によると、シェア 3%弱でも「競合他社の競争相手にはならない 3 」とされており、シェア 0.7%では市場参入への足がかりすら得られていない状況にあると言えます。シェア 7%弱で「市場においてようやく存在が許される、最低レベルの位置づけ 4 」とされているところ、競争環境への影響についてはこうした考察を根拠に検討されるべきと考えます。

現行のモバイル市場においてはシェア 0.7%では大きな影響力を持つとは考えにくく、こうしたことから、当社は、事業法第 27 条の3の適用対象となる基準を、現行の 0.7%から 7%程度まで引き上げるべきと考えます。その上で、MVNO と同様に、当該基準に満たない 新規参入の MNO を同条の規定の適用対象外とするべきと考えます。

以上

¹ 総務省総合通信基盤局(令和元年6月)「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令等の整備について|

² 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社ウェブページ (https://www.murc.jp/library/terms/ka/koopman/)

³ GMO リサーチ株式会社ウェブページ (https://gmo-research.jp/research-column/market-share)

⁴ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社ウェブページ (https://www.murc.jp/library/terms/ka/koopman/)